

第一次佐賀市総合計画

基本構想

Saga City
Master Plan



序章

1 | 計画策定の趣旨・役割・位置付け

■ 1. 計画策定の趣旨

わが国における社会・経済情勢は、地方分権の推進をはじめ、大きな変革の時期を迎えています。本市においても、人口減少、少子高齢社会の到来に伴う社会的問題、暮らしの安全・安心の確保に対する意識の高まり、産業構造の変化、環境問題の顕在化、市民ニーズの多様化・高度化など、新たな課題への対応を迫られています。

そのような状況の中、2005年10月1日、佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村の1市3町1村が合併し、また、2007年10月1日には佐賀市、川副町、東与賀町、久保田町の1市3町が合併して、新しい「佐賀市」がスタートを切りました。

本計画は、合併後最初の総合計画であることから、旧市町村の歴史や文化等を継承し、社会・経済情勢の大きな変化に的確に対応しながら、融和と発展のもと、新しいまちづくりを計画的、かつ、総合的に進めていくために、1市3町1村で合意した新市建設計画及び1市3町で合意した合併新市基本計画を基本として、新たな都市像に向けた長期的な展望を示す総合計画を策定するものです。

■ 2. 計画の役割・位置付け

1) 市役所における「行政経営の指針」

今回の総合計画は、新市建設計画及び合併新市基本計画を発展させる形で策定された、新しい佐賀市にとって第一次となる「まちづくりの計画」であり、市役所にとっては、施策を展開する際の基本方針を示した「行政経営の指針」となるべきものです。

そのため、総合計画は行政経営における最上位計画と位置付けられています。

2) 市民における「まちづくりの指針」

これからのまちづくりには、行政だけではなく、市民や地域、NPO等の市民団体、企業等がより主体的に参画していくことが期待されます。

総合計画は、行政経営の最上位計画であると同時に、本市の地域社会づくりを行っていくための基本となる計画であり、市民と行政が共有する目指すべき将来像を掲げ、その実現に向けてそれぞれに期待される、あるいは、それぞれが果たすべき役割を示すことで、市民と行政が手を携えて取り組む「まちづくりの指針」となるものです。

2 | 計画の構成と期間

■ 1. 計画の構成

この総合計画は、本市の目指す将来像及び政策展開の基本方向等を示した「基本構想」と、この構想を実現するための施策や基本事業を体系化した、まちづくりの具体的な指針となる「基本計画」の2つで構成されています。

■ 2. 計画の期間

計画の基準年次を2007年度（平成19年度）とし、目標年次を2014年度（平成26年度）とする8年間の計画です。ただし、社会・経済情勢の変化が予想されるため、基本計画については、中間年度の2010年度（平成22年度）に必要な見直しを行います。

2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
基本構想							
前期基本計画				後期基本計画			

※2007年10月1日、佐賀市、川副町、東与賀町、久保田町が合併したことにより、1市3町で合意した合併新市基本計画の内容を踏まえ、2008年9月に改訂を行いました。

※上記にもとづき、社会、経済情勢の変化に対応するため、2010年12月に基本計画の中間見直しを行いました。

第1章

計画の基本的方向

1 | 社会潮流の変化

■ 1. 人口構造の変化

わが国においては、晩婚化や晩産化、未婚率の上昇などを背景として出生率が急激に低下しており、平均寿命の伸びとあいまって、急速に少子高齢化が進んでいます。その結果、2005年には全国の出生数が死亡数を下回り、従来の政府予想よりも2年早く人口減少社会を迎えています。

このような人口構造の急激な変化は、地域の活力低下や企業活動の低迷、医療費や少子化対策などの社会保障費の増加など、さまざまな形で社会や経済に深刻な影響を与えることが懸念されています。

また、2007年には、わが国の社会や経済の発展を支えていた団塊の世代が大量退職の時期を迎え、さまざまな産業分野で労働力が大幅に不足するとともに、技術や技能の次世代への継承ができなくなるなどの問題が指摘されています。

さらに、主に都市部に居住している団塊の世代の地方回帰志向も見られ、地域社会におけるさまざまな活動の担い手として、また、さまざまな商品やサービスの消費者としての期待など、人口減少下の地域に与える影響についての関心も高まっています。

■ 2. 暮らしの安全・安心の確保に対する意識の高まり

近年、阪神・淡路大震災（1995年）、新潟県中越地震（2004年）、福岡県西方沖地震（2005年）などの大規模災害が立て続けに発生し、本市においても竜巻災害（2004年）が発生しましたが、これらを契機として、自然災害に対する備えなど市民の生命・財産の安全確保に対する意識が高まっています。

また、子どもや女性などの弱者を狙う犯罪や、振り込め詐欺・架空請求など不特定多数を狙う事件が全国で多発しており、多くの人が身近な地域での犯罪に巻き込まれる不安を感じており、防犯対策への関心が高まっています。

そのほかにも、シックハウス症候群や化学物質過敏症、アスベスト等による健康被害が次々に社会問題化してきています。

さらに、ダイオキシン問題や遺伝子組み換え食品、残留農薬、食品の不正表示など、市民に不安を感じさせるさまざまな問題が発生していることもあり、健康や食の安全に対する関心も高まっています。

■ 3. 産業構造の変化と情報通信手段の高度化・多様化

国内の産業構造を取り巻く環境は、経済情勢や生活環境の変化に伴う市民ニーズの多様化、就業形態の変化、就業人口の減少に加え、農業をはじめとする第一次産業の後継者不足など大きく変化しています。

また、企業は、生産拠点の海外移転など経済活動を世界規模で展開しており、特にアジア地域との相互依存関係をより深めていくものと予想されています。

このような産業の国際化と競争の激化、技術革新の進展を背景に国内の産業構造は大きな転換を迫られており、経済的規制の撤廃・緩和による開かれた経済社会の実現が求められています。

情報通信技術の分野においては、急速に技術革新が進み、産業、経済、行政、教育、医療、福祉、家庭など地域のあらゆる分野で、情報通信技術を活用した新たなスタイルの仕事や活動の進め方が生まれています。

また、民間企業の競争により光ファイバー、ADSL等の高速通信回線網の整備が進み、家庭や地域におけるインターネットの利用も広がっています。

■ 4. 環境問題の顕在化

わが国は、一足早く人口減少社会を迎えましたが、世界の総人口は65億人を突破し、さらに増加を続けています。

また、世界的な経済活動の急速な拡大に伴い、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題が顕在化しています。

特に、地球温暖化に対応するための世界的な取り組みにより、2005年2月に京都議定書が発効しており、国をはじめ自治体や企業、団体、あるいは個人が、それぞれの立場で温室効果ガスの削減に取り組むことが求められています。

また、地球温暖化対策だけでなく、省資源や省エネルギー、自然保護などさまざまな分野で市民一人ひとりが問題意識を持つことが大切であり、地域においても、生活や経済活動に伴う環境に対する負荷を軽減し、限りある資源を有効活用する循環型社会を構築するための取り組みが求められています。

■ 5. 価値観・ライフスタイルの多様化

今日の社会においては、経済的な豊かさや生活の利便性を追求するだけでなく、主体的で個性的な生き方を通して生活を楽しみ、生活の質を高めることを重視するなど人々の価値観やライフスタイルが多様化しています。

このように、「個人」や「個性」を尊重する傾向が強まる中で、消費者のニーズに応える商品やサービスが次々と提供されています。しかし、行政や地域が提供する公共的なサービスは、どうしても最大公約数的にならざるを得ない面があり、育児や教育、介護などさまざまな分野で、多様化する市民ニーズに応えきれない部分が生じています。このため、NPOや企業が主体となって、行政や地域を補完するきめ細かいサービスを提供する場面も増えていきます。

一方、社会的、直接的な人間関係を敬遠する人も増加しており、近所づきあいや地域活動への参加が減少し、地域コミュニティが希薄化していることが問題として指摘されています。

■ 6. 「公共」のあり方の見直し

従来は当然視されてきた制度や規制を見直す動きが、企業活動の分野だけではなく公共活動の分野にも及んでおり、地方交付税制度の見直しや特区制度の導入などの動きに対応するため、自治体にも変革と競争が求められています。

2000年4月には地方分権一括法が施行され、国、県、市町村の関係を見直し、それぞれの責任と権限及び財源に関する抜本的な見直しが進められています。

今後、市町村においては、これまでさまざまな面で国や県に依存し、他自治体と横並びの政策を展開してきたことに対する反省を踏まえて、自己責任の下で自立した地域経営を行うことが求められています。

また、「公共サービス」の提供は、従来は行政が主体となる“公助”が中心でしたが、規制緩和による企業の参入、あるいはボランティア活動やNPOの広がりなど多様化を見せています。これらの動きを背景として、これからの人口減少、少子高齢社会に対応するために、公共サービスに対する行政、市民や地域、NPO等の市民団体、企業等のさまざまな主体のかかわり方を見直すことが必要との認識が広がっています。



序
章

第1章
計画の基本的方向

第2章
佐賀市の将来像

第3章
政策展開の基本方向

第4章
総合計画を推進するに
当たっての基本姿勢

2 | 基本理念（これからの時代認識や社会のあり方）

現在の社会潮流の変化を踏まえると、総合計画策定に当たっての基本理念としては、次の5項目が考えられます。

■ 1. 量的拡大から生活の質の向上へ

戦後復興期から高度成長期にかけては、国全体で、経済成長と効率性が優先され、そのための仕組みづくりやインフラの整備が進められ、そのなかで、「企業戦士」が生まれ、わが国の高度経済成長を強力に牽引してきました。

その結果、経済大国としての国際的な認知や、総中流意識に代表される生活水準の向上など一定の成果を収めてきました。

しかし、バブル経済崩壊後、これまで国を動かしてきた“経済的成長”という価値観よりも、社会貢献活動や自然保護、環境保全などさまざまな形で、個人の夢や生きがいを追求する人々が増えています。

特に、自然保護や環境保全に関しては、地球規模での環境問題が顕在化していることから、地域にとどまらない広い視点を持って地球環境の問題を考え、大量生産や大量消費に支えられてきた社会の価値観を見直し、世界の持続的な発展に貢献できる社会を構築していく必要があります。

そのためには、これまでのように、量的、物質的拡大のみを追求するのではなく、市民が個性を大事にしながら生きがいを追求することにより、生活のゆとりや豊かさが実感できる、質の高い成熟した社会へと変化していくことが必要です。

さらに、すべての市民にとって質の高い社会を実現するためには、市民一人ひとりも個人としての満足を追求するだけでなく、責任ある地域社会の構成員としての意識を持って生活することが重要となってきます。



■ 2. 安全で、安心して暮らせる社会へ

市民にとって質の高い社会を実現するための前提として、すべての市民の人権が尊重されており、日々の生活においても、住み慣れた地域で、安全で安心して暮らすことができる環境が確保されていることは非常に重要です。

近年、全国で大規模災害が頻発しているほか、社会のひずみが生み出す、これまでは考えられなかったような事故や事件が増加していることから、市民の不安が高まっており、社会の安全を確保するための幅広い取り組みが必要だと考えます。

また、少子高齢社会を迎えた中でまちの活力を維持し続けるためには、企業や地域のサポートにより安心して子どもを生み育てられる、あるいは歳をとったり、障がいを持ったりして、さまざまな理由で日常生活に不自由を感じるようになっても、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるなど、世代を問わず、誰もが安心して暮らすことができるような社会を構築しなくてはなりません。

このような安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが安全への意識を高めるとともに、お互いに助け合う“共助”の取り組みを展開していかななくてはなりません。

■ 3. 自立と自己責任の時代へ

本格的な人口減少社会を迎え、顧客や労働者をめぐる企業間の競争はもちろん、定住人口や交流人口をめぐる自治体間の競争も厳しさを増しています。

また、地方分権が本格的な動きを見せ始める中で、住民サービスを担う市町村にあっては、国や県に頼らず、自己決定・自己責任の下で、政策的にも財政的にも自立した行政経営、地域経営を行う必要があります。

また、市民生活においては、価値観やライフスタイルも多様化していることから、最大公約数的な商品やサービスでは必ずしもニーズに応えられない場面が増えるものと考えられます。特に、公平性や平等が重視される行政サービスは、多様化するニーズにきめ細かく対応することが難しくなっています。

そのため、これからのまちづくりにおいては、市民自らが、自分の住んでいるまちは自分たちでつくるという意識を持つとともに、厳しい財政状況が続く中で、行政サービスで対応しきれない部分については、個人の工夫や地域との協力で補うという姿勢が必要になります。



■ 4. 知と個性の時代へ

価値観やライフスタイルが多様化し、情報通信技術を活用した新たな仕事や生活のスタイルが生まれている現在の社会は、さまざまな問題に前例だけを頼りに対処することができない厳しい時代とも言えます。

このような時代に対応していくため、学校で、あるいは社会に出てからも、新しい発想や技術、さらに、それを生み出す創造性を支える知恵を身に付けていくことが必要です。

また、就業、社会貢献、個人の趣味など、さまざまな場面で発揮される個性をお互いに認め合い、刺激し合うことにより、新たな発想や活力を生み出す社会を構築しなくてはなりません。

さらに、市民だけではなく、まちにも「個性」がなければ、人や企業を引き付けてこれからの自治体間の競争を勝ち抜いていくことはできません。

本市には、まちの中に息づく歴史・文化、田園風景や山間部、有明海などの豊かな自然、地域社会で互いに助け合う気風など、多くのすばらしい地域資源がありますが、県外の人にはこれといったイメージを持たれていないのが現状です。

これからは、現在保有している歴史や文化、風土に育まれた地域資源を磨き上げていくとともに、それを生かす工夫をしながら、他のまちにない魅力を発揮していかななくてはなりません。



■ 5. 处处通わす時代へ

これからの時代においては、個人を尊重し、個性を発揮できる社会を構築することが求められています。また、その一方で、人と人の距離が開きすぎるあまり、地域コミュニティの希薄化や、対人関係をうまく構築できない人が増加しているなどの問題が指摘されています。

そこでこれからは、誰もが安心して暮らせる社会を実現するため、お互いにふれあいを大事にし、地域社会とかわりを持ち、その一員として責任を果たしていかななくてはなりません。

さらに、個人の尊重やプライバシーの保護とのバランスを意識しながらも、人との絆、地域社会との絆を大切にしながら、これからの時代にふさわしい人間関係を築き、地域コミュニティの再生につなげていくことが求められます。



第2章

佐賀市の将来像

1 | 将来像

合併により誕生した新しい佐賀市は、北部の山や森林、南部の有明海、そして、南北を貫く嘉瀬川水系に広がる田園地帯という肥沃で豊かな自然に恵まれています。人々は、自然に包まれ、身近に感じながら、やさしく穏やかな環境の中で暮らしています。

しかし、現代社会は、急激な変貌を遂げようとしており、本市もそれらの変化の荒波から逃れることはできません。特に、これからの日本の行方を左右する大きな変化は、人口減少、少子高齢化と言えるでしょう。また、社会や心のひずみが生み出すさまざまな問題も現れています。

このような時代背景や基本理念を踏まえ、私たちは、2014年度（平成26年度）に実現を目指す佐賀市の将来像を次のように定めます。

“人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち さが」”

8年後、2014年の佐賀市は、経済的、物質的な豊かさのみを追求するのではなく、自然環境の保護や省資源など社会の持続的な発展への貢献が重要視されており、生活のゆとりや精神的な豊かさを大切にする、さらに、質の高い成熟した社会へと向かっています。

あわせて、市民や地域、NPO等の市民団体、企業等が主体的にまちづくりに参画し、市民と行政、個と公共の役割も「共助」と「協働」をキーワードに展開されています。

その結果、犯罪や事故の起こりにくい環境づくりや、自然災害など、いざという場合には、行政だけに期待するのではなく、市民も自分たちの手で、生命や財産あるいは社会の安全を守ろうという機運が高まっています。

安心して子どもを生み育てられる環境づくりや、年齢や事故、病気などの理由で日常生活に不自由のある人も、地域やNPO、ボランティアの活動によって、生活のさまざまな場面で人の温かみややさしさを感じながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

また、市民はそれぞれの価値観を大切にしながら、働き、学び、家庭や地域で、さまざまな活動に積極的に取り組んでいます。

特に“学び”の面では、子どもたちは、楽しく学校に通い、また、団塊の世代をはじめ、豊富な経験を持つ市民や企業が、“生涯学習”の担い手として活躍しており、市民は世代にかかわらず、いつでも新たな知識や教養を身に付けることができます。

自分の可能性を広げようとする市民が増え、職場や学びの場でお互いの個性を認め合い、刺激し合うことにより、企業やNPOは、新しい発想でサービスを生み出しています。

また、地域では、多くの市民が主体的に地区の行事などの活動に参加することで、地域の絆が深まり、佐賀市は活力のある個性的なまちとして広く知られ始めています。

このような、個性的で活動的なまちの姿にひかれて、あるいは、豊かな自然や歴史・文化に魅了されて、佐賀市を訪れる人や移り住む人が増え、まちはさらに賑わい、新たな刺激や可能性が生まれ、佐賀市は“やさしさと活力にあふれるまち”となっています。

2 | 将来像の実現に向けた基本戦略

将来像の実現に向け、以下の基本戦略に沿って取り組みを展開します。

■ 1. 福祉、環境、教育の重視

基本理念に示す生活の質、安全・安心、環境、個性、協働などのキーワードを大切にする社会を実現するためには、これまで以上に福祉、環境、教育の分野に関連する取り組みを充実させていくことが必要です。

まず、少子高齢化の進行への対応や、誰もが当たり前前に地域での生活を続けられる社会の実現（ノーマライゼーション）が求められており、高齢者や障がい者など、すべての市民が安心して暮らせるような福祉対策の充実が求められます。

次に、20世紀は大量生産、大量消費の時代でしたが、これからは、その大量生産、大量消費型の生活様式や経済活動を見直し、自然との共生と環境負荷の少ない循環型社会への転換が求められています。

また、これからの時代はモノだけではなく、知恵も価値や豊かさを生み出すと言われており、知恵を身に付けるための基礎となる教育の重要性が高まっています。

特に本市においては、子育てから学校教育まで一貫した総合的な取り組みを展開します。

■ 2. 経済の持続的発展と自立を図る

“暮らしやすいまち、安心して暮らせるまち”を実現するためには、福祉、環境、教育を重視した総合的な取り組みが必要になりますが、具体的な展開のためには、裏付けとなる都市の経済基盤の安定が必要です。

従って、福祉、環境、教育を重視した取り組みと同時に、経済の持続的発展と自立を可能にするための取り組みを展開することが必要になります。

本市の産業構造を見ると、就業人口において商業やサービス業を中心とする第三次産業の占める割合が80%を超え、商品販売額が製造品出荷額や農業生産額を大きく上回っています。また、商業やサービス業は市民の日常生活に密着した産業でもあり、本市経済を支える大きな柱となっていることから、今後も、第三次産業を中心として、本市の経済基盤の安定を図ります。

しかし、長期にわたる景気低迷や人口減少の影響から、世帯の消費支出は、全国の同規模の都市と同様な傾向で減少を続けています。

一方、人口一人当たりの小売販売額は比較的高い水準で安定しており、小売販売額の総額の変化も小幅にとどまっていることから、日常的な消費については、一般にイメージされるほど福岡経済圏の影響を受けておらず、周辺地域における商業の中心として一定の吸引力を発揮していることがうかがえます。

従って、今後も、市内及び周辺の「定住人口」を顧客とする第三次産業を中心として、本市の経済基盤の安定に取り組んでいくことが求められ、あわせて、雇用対策を進めるなど、定住人口を増やすための施策を展開することが必要になります。

しかし、人口の減少を完全に食い止めることは難しく、「定住人口」を顧客とする第三次産業に

頼るだけでは、市経済の活力も衰えていくことが想定されます。

また、価値観の多様化や団塊の世代の大量退職に伴う消費構造の変化により、余暇を楽しむ人々が増えることから、定住人口を顧客とする取り組みを強化することに加えて、歴史や自然などの本市の強みを生かすことで、福岡経済圏をはじめとする「市外の人々」を顧客として取り込むための施策が求められます。

■ 3. 「経済的発展」と「福祉、環境、教育」の関係

施策を展開する裏付けとなる財源を確保するために、経済の持続的発展は不可欠ですが、“産業の振興”に加えて、“まちづくり”および“人づくり”が、経済の発展を左右する大きな要素となります。

“福祉”を重視したまちづくりにより、生涯を通じて地域の中で安心して暮らし続けられるようになります。また、“環境”を重視したまちづくりにより、市民だけではなく来訪者も、快適で潤いのある環境に包まれて過ごすことができるようになります。さらに“教育”を重視したまちづくりにより、誰もが、いつでも学び、成長し続けることができるようになります。

このような状況が実現されることにより、まちの魅力はますます高まり、市外から通っている勤労者、あるいは、そのような魅力にひかれた人が市内に定住するようになることが期待されます。市内の居住者が増加することは、商業やサービス業を中心とする市内の産業に好影響を与えるものと期待されます。

さらに、“教育”を通じた人づくりにより、新たな発想で仕事や起業に取り組む人が増える、あるいは、さまざまな分野で次世代の担い手が育つことが、経済の発展を持続させる原動力になります。

また、来訪者にとっても、豊かな知識や教養を身に付けた市民のもてなしを受け、交流を深められることは、まちの好感度を高め、印象を深くすることになります。

このように、福祉、環境、教育の取り組みに力を注ぐことにより、“まちづくり”や“人づくり”の面でまちの魅力が高まります。その結果、来訪者や居住者の増加を原動力として、産業の振興を図ることが可能になります。

さらに、経済の発展に支えられて、本市の魅力を一段と高めるための取り組みを展開できるようになるという好循環が期待されます。



第3章

政策展開の基本方向

将来像である“人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち さが」”を目指すために、以下に示す5つの政策展開の基本方向に沿って施策を展開します。

1 | 佐賀の個性を生かした魅力ある地域産業の実現

人口減少や晩婚化、晩産化に伴う出生数の減少はもちろん、本市では、特に15歳から34歳までの年齢階層における人口流出が多く、進学や就職、結婚など人生の転機に佐賀市を離れる人が多いことが、人口減少の大きな要因として考えられます。

今後、地域社会や産業の活力を維持するためには一定規模の人口が必要であり、若者の流出を減らし、逆に、市外から流入する人を増やすことができるよう、市民が住み続けたいと思える社会を実現することが求められます。

本市においては、既に人口減少が本格化しており、創造性にあふれた活力あるまちづくりを実践するためには、佐賀固有の資源、特性、可能性を最大限に生かした地域経済を支える産業の振興が必要であります。

しかし、現状を見ると、すべての産業において生産額が減少あるいは横ばいにとどまるなど低迷を続けており、合併により、歴史や文化遺産、海から山までの多様な自然や温泉、バルーンフェスタ等のイベントなど、地域の資源が多様化したことを生かして、産業の振興を図ることが求められます。

そこで、市の地域資源を連携させることによって生まれる新しい魅力を、県内外に広く発信し、本市を訪れ、滞在する人を増やすとともに、訪れる人をもてなす市民の気持ち（ホスピタリティ）を高め、訪問者を楽しませるサービスや商業などの受け入れ態勢も充実させていきます。

また、少子高齢社会や団塊の世代の大量退職など社会構造の大きな変化や、食の安全、健康増進、余暇充実、環境保全など、多様なニーズに対応することが求められています。

そのために、農林水産業、商工業などすべての産業分野において、生産者の顔が見える安心感や、環境保全、健康へのこだわりといった、新たな価値を持つ商品やサービスを提供するなど、新たな佐賀ブランドを確立するための取り組みを展開します。

取り組みの展開に当たっては、大学等の知的資源や農水産物、木材等の天然資源、全国ブランドである「佐賀のり」や「諸富家具」などの資源を活用し、組み合わせしていきます。

さらに、空洞化が進む中心市街地においては、郊外の大型商業施設にはない独自の商品、サービスの提案による中心商業地の魅力再生や、個人やNPO等の市民団体、企業の協働によるさまざまな活動を支援することにより、商業機能だけではなく、遊び、学びなどの“場”としての魅力を高め、多くの人が集まり、行き交う、活気ある市街地の形成を図ります。

また、郊外型の大型商業施設の立地については、市民の日常生活の利便性向上に寄与している反面、中心市街地や地域商業の衰退化の一因ともなっており、今後の出店に際しては、慎重に対応していく必要があります。

2 | 地域で安心して生活できる社会の実現

本市においては、1995年の国勢調査をピークに人口が減少に転じており、2005年の国勢調査によると、年少人口の割合が15.1%まで低下する一方、老年人口の割合が20.8%に達しています。同調査の全国値（年少人口の割合13.7%、老年人口の割合20.1%）と比較すると少子化の進行はやや緩やかであるものの、高齢化は全国並みに進んでおり、本格的な少子高齢社会を迎えています。

このような社会においては、子育てや介護などさまざまな分野で、個人や家庭だけでは対処しきれない問題が生まれていますが、他人への無関心が広がっていることから、周囲からの手助けを得られず、悩みを抱え込む人も増えています。

しかし、自治会や隣近所での助け合い、コミュニティ活動を行う機運が残っている点が本市の強みであることから、すべての市民が家庭や地域で可能な限り自立して、安心して暮らし続けられる社会を実現するために、行政による支援だけでなく、地域における助け合いなど、さまざまな取り組みを総合的に展開していきます。

特に、高齢化の進行に伴い、要介護認定を受ける人も増加していますが、歳を取ったり障がいを持ったりして、生活に不便を感じるようになっても、地域や社会全体の助け合う気持ちや仕組みに支えられ、生きがいを感じながら、住み慣れた家庭や地域で暮らし続けられるような環境づくりに努めます。

加えて、生活習慣病で治療を受ける人や、手厚い介護を必要とする人が少なくなるよう、市民の健康づくりに対する関心や意識を高め、病気の予防や健康維持に対する積極的な取り組みを促していきます。

また、日常生活において巻き込まれる危険がある犯罪や事故に対しては、市民が関心を持って対策や知識を身に付け、被害に遭わないように気を付けて生活を送れるよう、啓発等の環境づくりを支援するとともに、犯罪や事故が起こりにくくするための対策に取り組んでいきます。

その他、災害など不測の事態に備えて、行政や企業の危機管理意識の向上を図るとともに、施設等の整備や非常時の指揮連絡体制づくりに取り組んでいきます。特に本市においては、大雨による土砂災害や洪水による被害が、最も可能性の高い災害として想定されることから、山間部から平野部に至る河川流域を一体的に捉えた治山、治水対策に取り組めます。さらに南部においては広く有明海に面しており、国や県などの関係機関との連携を図りながら、高潮への対策も行っています。

また、市民一人ひとりにも、非常時には自らの安全は自ら守るという意識の浸透を図り、個人や地域で実施可能な備えを促していきます。

さらに、市民が国籍や障がい等による差別意識を持つことがないよう意識啓発を進め、市民は人権を侵害されることがなく、個性と能力に応じた活躍ができるような社会の実現を目指します。

また、市民が家庭や職場、学校、地域活動や行政活動など、さまざまな場面で性別を理由にした役割を強いられたり、不当な差別を受けたりすることがなく、共に社会の発展を支えていく男女共同参画社会の実現を目指します。

3 | 自然と調和した個性的な美しいまちの実現

人口の流出を少しでも抑え、地域の経済基盤を強化するためには、市民生活や企業活動を支える社会基盤の整備、充実が重要です。しかし、本市には、南部の有明海、平野部の田園やクリーク、そして北部の森林など、身近に残された豊かな自然や、歴史を感じさせるまちなみ等のさまざまな特徴があることから、今後も“環境の保全”や“個性的な美しいまちづくり”といった視点など、自然やまちなみとの調和に配慮した社会基盤の整備を行うことが必要になります。

まず、市街地が程よくまとまっているという特徴を生かし、市街地においては、既存の都市施設を生かしながら、効果的に下水道、道路などの生活基盤の整備を進めることにより、いわゆる「コンパクトなまちづくり」を目指します。

さらに、佐賀藩の時代を中心に築かれたまちなみや歴史的建造物を生かし、歴史や文化に根ざしたまちなみや景観の形成を図るとともに、水網都市といわれる所以である水路やクリークを生かして、都市施設とみどりや水が共存する景観づくりに取り組みます。

また、人が集まる市街地だけでなく、農業地域の田園風景、中山間地域の森林、有明海の干潟、あるいは、これらの地域をつなぐ河川やクリークといった水辺空間など、市域の特徴はさまざまであることから、自然環境との調和に配慮したまちづくりを進めます。

さらに、誰もが安全で、安心して快適に生活できるまちを実現するための環境整備にも取り組みます。

まず、人々の移動と交流を支える利便性の高い交通環境の整備を目指し、「市民の足」となる公共交通機関の確保などの身近な生活交通の充実や、他都市と本市を結ぶ道路や鉄道などの広域交通の利便性の向上を図ります。

また、市民が地域で安心して暮らし続けるために、住宅環境の充実を図ることが重要です。

まちづくりの推進に当たっては、まちなみや景観の保全、農村集落の衰退を防ぐための農用地の保全、多くの公益的機能を有する森林の保全など、地域の人にとって暮らしやすい環境を守ることにも求められており、そのためには、法令や基準だけではなく、地域での自主的な取り決めや約束事が必要になる場面も増加することが想定されます。

そのような状況に対応するため、行政と市民、企業等の連携を図ることにより、計画的な土地利用や秩序ある開発を推進することに留意します。

加えて、本市の環境だけではなく、地球レベルまで視点を広げた環境保全意識の浸透を図り、市民、企業、行政がそれぞれの立場で、省資源、省エネルギーの推進や廃棄物の少ない循環型社会の構築に取り組みます。

4 | 豊かな心を育み、楽しく学習できる社会の実現

全国的な傾向と同様に、本市においても、児童生徒の生活習慣の乱れや不登校児童生徒の増加等、さまざまな子どもの教育に関する問題が生じていますが、これらの問題は学校教育のみで解決できるものではありません。

まず、子どもが基本的な生活習慣や社会のルールを身に付けられるよう、最も身近な社会である家庭における教育力の充実を図ります。さらに、家庭だけではなく、地域や企業等でも子どもを見守り、育てていくことができるよう、地域や企業等における教育力の向上を図ります。

学校教育においては、子どもが集団の中で豊かで健やかな心身を育み、確かな学力とたくましく生きる力を身に付けられるよう、本市における特徴的な取り組みである幼稚園・保育所（園）と小・中学校の連携を推進し、保育・教育の質の向上を図ります。

また、団塊の世代が退職する時期を迎え、今後は余暇を楽しむだけでなく、それらの人々が培ってきた知識や技術、ノウハウを地域の財産として生かすことで、さまざまな地域課題の解決策につながるものと期待されます。

そこで、豊かな自然環境や歴史的・文化的資源、人的資源や施設などの地域資源を活用し、市民がさまざまな知識や教養を身につけるための生涯学習や、心身の健康を保つための生涯スポーツに取り組むことができるよう支援します。支援に際しては、講座等のプログラム作りや指導者の派遣などについて、行政と高等教育機関や企業との協働や連携を深めていきます。

また、身に付けた知識や経験を、家庭や地域における教育活動やまちづくり、文化や伝統の継承など、さまざまな場面で役立てられるような環境を整備することにより、まちづくりに対する市民の積極的な取り組みを支援します。

このような取り組みを通して、市民が地域への愛着と誇りを感じ、いつまでも佐賀で暮らし続けたいと思えるような社会が実現され、市民の主体的なまちづくりへの参画につながることを期待されます。

さらに、出産や子育てに対する不安などの理由で子どもを持つことをあきらめることがないよう、地域や企業を含む社会全体で、出産や育児、子どものしつけや教育を支援するなど、子どもを生き育てやすい環境の充実を図ります。

5 | 地域経営の推進

本市は、佐賀県内においては政治経済の中心としての確固たる位置付けを確保しているものの、北部九州圏として捉えると、人口や経済の面で強力な吸引力を発揮している福岡都市圏と隣接しており、佐賀市としてどのような特徴を打ち出して、自治体間の競争を勝ち抜いていくのかを明らかにする必要があります。また、加速する地方分権の動きに対応できる、自立した“地域経営”が求められています。

そのために、まず、「まちづくり」に関する社会的、公共的な問題の解決に向けた市民や地域、NPO等の市民団体、企業等による自主的な取り組みの活性化を促していきます。

あわせて、行政をはじめとするすべての主体が、対等なパートナーとして連携や協力を行いながら「まちづくり」に取り組む、いわゆる“協働”のあり方についての基本的な考え方を取りまとめ、共有していきます。この考え方を踏まえて、福祉や教育など、さまざまな分野で具体的な「協働」の推進を図ります。

同時に行政は、まちづくりのパートナーとして、市民や地域、NPO等の市民団体、企業等の信頼を勝ち得るよう、地域経営に関する十分な説明責任を果たしていきます。

さらに、地方分権の流れに加え、長期にわたる経済停滞の影響により、市の財政は硬直化が進んでいます。今後も十分な歳入を確保することが難しいなど、財政はひっ迫した状況となっていくことが予想されます。

このような状況においても、必要な行政サービスを確実に提供し続けられるよう、行政評価などの取り組みを生かしながら、常に業務プロセスの見直しや、情報システムの活用による効率化に取り組むことにより、個々の地域特性を踏まえながら「選択と集中」を徹底し、限られた経営資源の有効活用を図ります。

情報通信技術については、今後も飛躍的に進展するものと思われ、その特性を生かし、行政サービスの向上に努めるとともに、地域や世代間等における情報活用の格差の是正など「まちづくり」に関する課題の解決に取り組めます。

一方、これからのまちづくりのあり方や目標の設定を行う際には、これまで以上に、アンケートやパブリックコメントなどの手法を使って、次代を担う若い世代の意見など幅広い市民の意見を収集することにより、市民が合意できる形での意思決定に努めます。

また、議会は必ず置かなければならない議事機関であり、首長とともに住民の直接選挙で選出され、ともに住民の代表として地方公共団体の意思を決定していくという「二元的な代表制」となっています。

市の意思決定機関として重要な役割を担っている市議会は、民意を的確に反映し、適正かつ効率的な運営が求められており、その目的に沿うよう、議会活動に対して積極的に支援します。

第4章

総合計画を推進するに当たっての 基本姿勢

1 | 協働によるまちづくりの推進

総合計画の目的は、理想とするまちの姿である“人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち さが」”を実現することであり、そのためには、地域におけるさまざまな課題を解決していくことが必要です。

地域における課題の解決に際しては、まず、理想とするまちの姿を、行政、市民や地域、NPO等の市民団体、企業等、まちづくりにかかわるすべての主体で共有します。

さらに、それぞれの主体が対等なパートナーとして、「理想とするまちの姿を実現するために、最も効果的な課題の解決方法は何か」という視点で、常に情報を共有しながら、役割分担や連携、協力のあり方を模索し、具体的に実践することにより「協働によるまちづくり」を推進します。

地域コミュニティの希薄化が懸念される時代にあっても、佐賀市では、地域や隣近所のつながりを大切にしている地区が多いという強みがあり、その健全な地域コミュニティの力を生かしながら協働の推進を図ります。

2 | 男女共同参画社会の実現

性別にかかわらず、誰もが心豊かにいきいきと暮らしていくには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。

本市も、男女平等意識による行政運営に努めながら、男女共同参画社会の実現のためにさまざまな取り組みを行ってきました。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識は依然残っており、多くの人が男女の地位についての不平等感を持っているほか、女性への人権侵害も社会問題となっています。

今後とも、あらゆる分野で男女が共に参画できるよう、市民意識の高揚を図るとともに、対等なパートナーとして社会の中で活躍できるよう、家庭や職場、地域社会での環境整備を進めていきます。

3 | 行政経営の有効性と効率性の追求

市民と行政の信頼関係を確立するために、行政経営のあらゆる場面で有効性と効率性を徹底的に追求するとともに、行政活動全体に関する情報を公開し、説明責任を果たすための取り組みを積極的に進めます。

計画の決定に際しては、市民ニーズや提言、意見を幅広く取り入れて、市民の視点から目指すべき成果を明確に定め、その達成に向けた戦略を明らかにします。

また、事業の実施段階においては、「選択と集中」を徹底するために、行政評価等を活用して、実施プロセスや方法の絶え間ない改善、改革を進めるとともに、費用対効果に優れた適切な情報システムを活用することにより、業務の効率化を追求します。

さらに、市民の代表である議会において、計画決定プロセスを通じて十分な議論やチェックを行うとともに、実施段階における進捗状況の確認を行うことにより、計画の確実な推進を図ります。

4 | 福岡都市圏を意識したまちづくりの推進

福岡都市圏は、北部九州において人口や経済の面で強力な吸引力を発揮しており、JR佐賀駅から博多駅まで40分弱、バスで天神まで約1時間で結ばれていることから、既に同じ生活圏として捉えて活動する人も増えています。

また、新しい佐賀市と福岡市が隣接したことで心理的な距離も縮まっています。

本市の今後の発展を考えると、福岡都市圏と競い合うのではなく、住み良さ、まちに息づく歴史や文化、豊かな自然環境などの特徴を生かして、福岡都市圏の発展する力を呼び込むことが大切です。

特に、福岡都市圏からは、山間地域を日帰りのレジャーで訪れる人も多いことから、それらの人々を、山間部だけではなく、佐賀城公園や中心市街地などの市内各所に呼び込むための取り組みを進めます。

また、筑後川下流域の福岡県側とは経済・産業・交通面で密接な関係があり、木工などの産業面や、さらに有明海の豊かな資源を共有する地域としての観光面での交流は、本市の活性化にとって重要です。そのため、整備が進められている有明海沿岸道路や、地域一帯の資源を有効に活用しながら、有明海沿岸地域との新たな連携を図ります。